

熊本県内水面漁場管理委員会

第 3 5 5 回議事録

令和 5 年（2 0 2 3 年） 5 月 1 日開催

第355回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和5年（2023年）5月1日（月） 午前10時30分から

開催場所 熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

（出席委員）江藤 俊男、木下 優喜、齊藤 力、神田 美希、松浦ゆかり、
南本 健成、皆川 朋子、福井 春菜

（欠席委員）小松野 太樹、堀川 泰注

（水産振興課）課長補佐 石動谷 篤嗣、主幹 木村 武志

（事務局）事務局長 鮫島 守、主幹 岡田 丘、主幹 中根 基行、
参事 郡司掛 博昭、技師 對馬 康史

審 議

1 開 会

2 議 事

議題

第1号議案 第15次漁業権切替に関する内水面漁場計画策定方針について（照会）

第2号議案 球磨川水系の球磨川堰及び新前川堰周辺における採捕禁止
区域設定の委員会指示について（指示）

3 閉 会

事務局	定刻になりましたので、第355回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中会場に7名、リモート1名、合計8名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第5条の規定に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。 議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第355回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を1部漁業関係法令集を1部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。 それでは江藤会長よろしくお願いいたします。
議長	皆様おはようございます。 大変お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。今の時期は、各漁協では稚鮎の放流を盛んに行われていることと思います。菊池川でも明日放流する予定となっております。時間がありましたら是非見に来ていただければと思います。 それでは、ただ今から第355回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は皆川委員と福井委員にお願いいたします。 また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。 なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。
議長	それでは議事に入ります。 第1号議案、第1号議案、第15次漁業権切替に関する内水面漁場計画策定方針についてでございます。水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。第1号議案第15次漁業権切替に関する内水面漁場計画策定方針について、照会をさせていただきます。 着座にて説明いたします。資料は1ページからになります。

まず、漁業権についてご説明します。１ページをご覧ください。漁業権は、行政庁の免許により、一定の水面において特定の漁業を一定期間排他的に営む権利です。

漁業権には、第一種から第五種の共同漁業権、第一種から第三種の区画漁業権及び定置漁業権があります。

それぞれ簡単にご説明します。

共同漁業権は、存続期間１０年、採貝・採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利です。

区画漁業権は、存続期間は５年又は１０年となっており、中段の図に示すような一定の区域において養殖業を営む権利です。

定置漁業権は、存続期間５年、大型定置等を営む権利となっています。

次に、２ページをご覧ください。本県の河川、湖沼等の内水面については、１８漁場に共同漁業権を設定しています。

併せて３ページをご覧ください。こちらは共同漁業権の内訳です。第五種共同漁業権はＮｏ．９以外の１９件、内水面等で営む漁業で、漁業権者による増殖が、必要な条件、いわゆる「増殖義務」となっています。

第一種共同漁業権は６件あり、しじみやあおのり等の定着性の水産動植物を採捕する漁業となっています。

これらの漁業権免許については、全て、令和５年１２月３１日をもって、期間が満了いたしますので、令和６年１月１日以降、新たな漁業権を免許する必要があります。

漁業権の切替の流れについては、４ページをご覧ください。

紙面最下段の令和６年１月１日の免許に向けて、紙面左にありますように、漁場計画策定方針、漁場計画の樹立、免許の手続きを、法に基づき進めてまいります。

具体的手順の内容をご説明する前に、漁場計画等について概要等をご説明します。

５ページをご覧ください。

まず内水面漁場計画についてです。

当該計画は、内水面における漁業生産力を発展させるため、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面全体が最大限活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるものであって、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるものについて策定するものです。

そして、当該計画には、知事が免許する漁業の種類、漁場の位置及び期間等を示します。

なお、補足ですが、漁業権の免許については、「希望者が申請すれば免許する」というものではなく、県が作成したこの漁場計画の内容について申請されたものを審査の上、免許することとなっていますので、当該計画は非常に重要な位置付けとなっています。

次に、今回照会します内水面漁場計画策定方針（案）についてです。

こちらは、当該計画の策定にあたり、基本的な方針を示すものとなります。内容については、後ほどご説明します。

それでは、改めて、具体のスケジュールをご説明します。

4 ページにお戻りください。

本委員会におかれましては、2 列目にあります手続についてご対応いただくことになります。

まず、今回の漁場計画策定方針（案）に係る照会です。

この後、3 列目にありますように、5 月～8 月にかけて、県の方で、漁協へのヒアリングや漁場計画策定願いの取りまとめを行った上で、漁場計画（案）を作成し、当該案について関係機関協議及び利害関係人の意見聴取を行います。

その後、8 月に本委員会に当該案について諮問し、委員会で公聴会を開催いただいた後、答申いただく予定です。

なお、利害関係人の意見聴取については、法改正後、新設された項目となっています。

最後に、1 2 月を見込んでいますが、免許に係る申請内容について、県で適格性等を審査した上で、本委員会に諮問し、答申をいただく予定です。

以上が、免許までのスケジュールとなっております。

今回照会します第 1 5 次漁業権切替に関する漁場計画策定方針（案）については、6 ページをご覧ください。

内容については、平成 2 5 年度の一斉切替時の策定方針を基本としており、概ね変更はありませんので、ポイントをご説明します。

まず、共同漁業権です。

第五種共同漁業権については、増殖に適し、かつ免許を受けた者が増殖を行う漁場について、当該漁場の生産力に応じた増殖実績・効果及び今後の増殖計画を参考として策定します。

次に 7 ページをご覧ください。第一種共同漁業権については、漁場区域内において生息が確認される水産動植物で、漁業権行使の実態があるもの及び漁業権管理によって保護が図られるものについて策定します。

	最後に区画漁業権です。 現在、県内の内水面においては、区画漁業権はありませんが、高度の人為的管理の下で水産動植物を養殖する場合に免許されるものについて策定します。 説明は以上になります。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
皆川委員	生息している魚種を漁業権の魚種とすることができるということでしたが、例えば菊池川さんだとわかさぎとかあると思いますが、5年間の間で確認した魚種なのか、あるいはこれまで確認できた魚種を漁業権の対象とできるのか。5年間であればどのように生息状況を確認しているのか補足をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。ただいまの御質問にお答えします。第五種共同漁業権につきましては、増殖のヒアリング等を行っており、漁場においてわかさぎといった魚種の遊漁券の販売料や放流量が分かりますので、これらで把握しております。
皆川委員	分かりました。
議長	他にありませんか。
神田委員	白川にも、うぐいやすっぽんがいる可能性があると思いますが、漁業権魚種に入っていないのはよろしいのでしょうか。
水産振興課	水産振興課でございます。ただいまの御質問にお答えします。白川でうぐいやすっぽんが漁業権魚種に設定されていないことについてだと思いますが、第五種共同漁業権では、資源の枯渇に対応するため、放流等の増殖を行っております。ですので、漁業権魚種に設定されているものについては、増殖をしないと資源が枯渇してしまうというものについて設定していますので、例えば十分に資源量があるものなどについては、あえて漁業権に設定しなくてもよいとなっております。
神田委員	ありがとうございます。
議長	他にございませんか。

議長	他に無いようですので、お諮りいたします。 第１号議案「第１５次漁業権切替に関する内水面漁場計画策定方針について」は、異議無い旨を回答してよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	はい、どうもありがとうございます。 それでは、第１号議案については、特に異議なしと回答します。 続きまして、第２号議案「球磨川水系の球磨川堰及び新前川堰周辺における採捕禁止区域設定の委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	委員会事務局です。 第２号議案、球磨川水系の球磨川堰及び新前川堰周辺における採捕禁止区域設定の委員会指示について説明します。座って説明させていただきます。 資料８ページをご覧ください。 令和５年３月２０日付け球漁協発２７２号で球磨川漁協代表理事組合長から別紙のとおり要望がございました。 水産資源保護のため、現在発出している熊本県内水面漁場管理委員会指示第２１７号及び第２１８号の継続要望です 要望内容を説明します。資料１０ページ及び１１ページに係る地図等を示しています。委員会指示第２１７号及び第２１８号の採捕禁止区域は、①の球磨川堰が、右岸八代市麦島東町、左岸八代市高下東町球磨川堰上流端から上流へ３０メートル、同堰上流端から下流へ８０メートル。②の新前川堰が、右岸八代市末広町、左岸八代市麦島東町新前川堰上流端から上流へ３０メートル、同堰上流端から下流へ８０メートルです。 採捕禁止期間は、球磨川堰が６月１日から１２月３１日まで、新前川堰が１月１日から１２月３１日までです。なお、球磨川堰については、熊本県漁業調整規則において、１月１日から５月３１日までの期間は採捕禁止となっており、委員会指示の採捕禁止と合わせると、俊年採捕が禁止となります。 委員会指示の継続要望の理由としましては、水産重要種であるアユ、ウナギ、テナガエビ及びモクズガニ等は繁殖や成長のために河川を下る降海、遡上する遡河をしており、球磨川水系

	の最下流に位置する当該堰の周辺では、それらの魚族が集まります。これらの魚族は再生産に寄与する重要な資源であり、採捕禁止区域がない場合、内水面資源への影響が出る事は間違いありません。よって、水産資源保護のため、周年の水産動物の採捕禁止区域の継続をお願いするものであります。 また、資料９ページの要望書の補足資料の３段落目に記載がありますが、河川の生態系は、そこに生息する全ての水産生物のバランスによって成り立っていることから、漁業権魚種だけを限定して採捕禁止を継続するのではなく、すべての水産動物の採捕禁止をお願いしたく、一昨年に指示がありました委員会指示の継続を要望されております。 次に、球磨川堰と新前川堰における採捕禁止に係る委員会指示発出の経緯について概要をご説明いたします。この件につきましては、平成２１年５月に球磨川漁協から要望がありましたのが最初です。 これを受けまして、当時の委員の方々に現場の状況を確認しようと言う事になり、球磨川漁協の組合長たちと一緒に現場の状況を視察されております。 こういった視察や審議、検討の結果、水産資源保護のためには採捕禁止区域の設定が妥当であるという結論に至ったことから、球磨川堰と新前川堰についての採捕禁止区域について、２年間という指示期間で平成２１年から委員会指示を発出しています。 以降、同漁協から水産資源保護のために引き続き採捕禁止区域の継続の要望があっておりまして、現在まで委員会指示が継続して発出されている次第です。 以上が委員会指示に関する説明になります。
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
南本委員	球磨川の両方の堰については、極めて重要な堰だと考えますが、将来は調整規則への移行は考えていらっしゃるでしょうか。
事務局	事務局でございます。 今年度は、第１号議案でお諮りしましたとおり、内水面の漁業権の切替が予定されております。その中で球磨川漁協では、委員会指示による規制を行使規則及び遊漁規則による規制に移行することを検討されているということでございます。

	行使規則及び遊漁規則による規制が浸透し、１０年程度周知が図られましたら、漁業調整規則による規制となっていく流れになるかと思います。 類似の例としまして、あさりの殻幅制限がありまして、行使規則での規制から令和２年の調整規則改正におきまして、規則に盛り込んだという例がございます。
議長	他にありませんか。
齊藤委員	規則というのは、釣り人個人にも適用されるということでしょうか。それともう一つ、球磨川の前川堰の下流ですが、ぼら掛けなどをやっている人がいますが、取り締まりはどのようにするのでしょうか。
事務局	一つ目の御質問に対する回答ですが、規則は漁業者だけでなく、遊漁者にも適用されます。堰周辺の取締りですが、漁協の方で見回りを実施されております。また、必要に応じて漁業取締事務所の方で巡視しております。
皆川委員	新前川堰の採捕が禁止になって、資源的にプラスになったデータがあれば教えてください。それと、新前川堰における採捕禁止に至った経緯について分ければ教えてください。球磨川堰については、あゆのすくい上げをされていると思いますが、新前川堰については、採捕を禁止して資源を保全しようということだと思いましたが、合っていますか。 また、少し上流に遥拝堰は、採捕禁止の議論の対象になったことはあるのか、その辺りを教えてください。
事務局	まず、１点目のデータですが、球磨川漁協からこれまでのあゆのすくい上げの量、すなわち遡上量の実績が資料に記載されておりまして、平成１２年が約５００万尾で令和２年に約２０万尾まで減少していましたが、令和３、４年については、約１００万尾となっており、全てが保護した効果とは一概には言えませんが、近年は遡上量が一時期よりは増加傾向というところがございます。 新前川堰につきましては、資源の保護と併せまして、球磨川漁協の方で下流側のテトラポットにおける釣りの危険性を考えられており、資源保護の観点と併せて委員会指示を考えられているところです。

皆川委員 水産振興課	遥拝堰についての議論は不明ですが、近隣の八の字堰については、調整規則において採捕禁止が設定されているところです。 分かりました。 補足をさせていただきます。資料の１１ページをご覧ください。 右側に新前川堰の写真を掲載しておりますが、右岸側に魚道がございます。左側に球磨川堰の写真がありまして、左岸側に魚道がありまして、稚鮎を採捕されているというところでございます。球磨川堰につきましては、右岸にも魚道がありまして同じようにアユが上っていきます。新前川堰につきましても、以前調査したことがありまして、球磨川堰ほどではないんですけれども、魚道を利用して、稚鮎、モクズガニ等が遡上していくことを確認しておりますので、球磨川堰と同様、こちらも保護することが必要であると考えております。 遥拝堰につきましては、調整規則で周年、これらの堰と同様の規制がかかっているというところでございます。
皆川委員	分かりました。ありがとうございました。
議長	他にありませんか。
齊藤委員	遥拝堰については、周年規制がかかっていると言われたんですけど、緑川とかも結構堰があるんですけど、そういったところについての規制はどうなっているのでしょうか。恐らく同じようになっているとは思いますが。
事務局	漁業調整規則の方でいくつか採捕禁止区域が設定されておりまして、緑川ですと杉島堰、丹生宮堰、更に上流には九電の水力発電所の排水口付近など、６か所設定されております。その他、筑後川水系、球磨川水系などで設定されております。
齊藤委員	規制の内容は同様ですよ。
事務局	規制の個別の内容につきましては、法令集に添付しております熊本県漁業調整規則の第３９条をご覧くださいと思います。

議長	他にございませんか。
神田委員	採捕禁止区域が菊池川とか緑川とか色々あると思うんですけど、禁止区域設定後の後の調査はされているのでしょうか。資源保護となった場所に外来魚がいないかとか、ちゃんと保護されているのか調査されているのかということをお教えてください。私としては、ちゃんとアユとかが繁殖しているのかが気になります。
事務局	ご懸念はごもっともなところだと思います。ただ、県の方で一か所一か所調査して把握するということは行っていないというところがございます。
神田委員	外来魚が繁殖していたら稚魚とかを食べてしまうので、心配なので。
事務局長	規則を定めるにおいては、大臣の認可が必要というところもありまして、根拠として色々なデータが出てきまして、保護する価値があるという場所について設定するというところがございます。 罰則がありますので、規定した根拠を求められるところではありますけれども、一旦定めた規則の場所については、取締りによる規則の遵守に努めているところがございます。水産研究センターに内水面の資源調査を行っている部署もございますので、必ず調査をするということをお約束できるものではないのですが、今回、このような意見があったことを伝えて、外来魚の調査について検討ができるか尋ねてみたいと考えております。
議長	他にございませんか。
議長	ないようですので、事務局からこのことについての委員会指示（案）について説明をお願いします。
事務局	委員会指示の文案についてご説明したいと思います。資料 12 ページ、13 ページを御覧下さい。 まず、球磨川堰の委員会指示について説明いたします。熊本県内水面漁場管理委員会指示第〇〇号、水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法第 120 条第 1 項及び同法第 171 条第 4 項

	の規定に基づき、球磨川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。ただし、熊本県漁業調整規則（令和２年熊本県規則第５１号。以下「規則」という。）第５３条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。 熊本県内水面漁場管理委員会会長、江藤 俊男。 １、採捕禁止区域、右岸八代市麦島東町、左岸八代市高下東町球磨川堰上流端から上流へ３０メートル、同堰上流端から下流へ８０メートルまでの区域。ただし、規則第３９条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。 ２、指示の有効期間、令和５年（２０２３年）６月９日から令和７年（２０２５年）６月８日まで。 次に資料１３ページを御覧下さい。熊本県内水面漁場管理委員会指示第〇〇号、前段はただし書きがないこと以外は、先ほどと同じであるため、省略いたします。 １、採捕禁止区域、右岸八代市末広町、左岸八代市麦島東町新前川堰上流端から上流へ３０メートル、同堰上流端から下流へ８０メートルまでの区域。 ２、指示の有効期間、令和５年（２０２３年）６月９日から令和７年（２０２５年）６月８日まで。 委員会指示の有効期間については、前回の指示の延長となることから、６月９日からとなっております。 以上、委員会指示についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
議長	ございませんか。
委員	ありません。
議長	それでは、お諮りします。 第２号議案、「球磨川水系の球磨川堰及び新前川堰周辺における採捕禁止区域設定の委員会指示について」は、事務局の案のとおり委員会指示を発出してよろしいでしょうか。
委員	異議なし

議長	それでは、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとします。 本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから他に何かございませんか。
木下委員	先般の委員会の中でシラスの採捕期間の延長を頂きまして感謝申し上げます。昨日の３０日をもって今期の採捕を終了しました。約２ｋｇの採捕でした。大変お世話になりました。
議長	事務局から何かありませんか。
事務局	事務局でございます。 先日からお知らせしておりますが、明日アユの放流に係る現地視察を予定しております。ご希望が多かった日程で調整させていただいております。集合時間は午前８時となっており、緑川漁協さんの事務所に御集合いただきまして、事務所から３ｋｍ程度上流の地点での放流を予定されておりますので、一連の作業をご覧いただくという予定になっております。 以上です。
議長	これをもちまして第３５５回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様お疲れ様でした。